

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 0 号
件 名	年金の毎月支給を求める意見書の提出について
要 旨	<p>今，私たちの年金は2カ月に1回支給されています。しかし，現役世代の給料は毎月であり，公共料金の支払い等も毎月払いです。世界でも，スイス，カナダ，アメリカ，フランス，ポルトガル，ドイツ等は，毎月支給になっています。ニュージーランドは，隔週支給になっています。毎月支給は世界の常識です。</p> <p>年金支給の歴史を見ると，1961年に国民年金制度が始まったときは，3カ月に1回の支給でした。その後，私たちの粘り強い取り組みで，1989年から2カ月に1回の支給になりました。以来，30年近くの歳月が流れています。</p> <p>2016年，2017年の2年連続で，政令指定都市国保・年金主管部課長会議の国民年金に関する要望書の中で毎月支給を政府に要望しています。また，全国130余りの自治体でも，毎月支給を含む年金制度改善のための決議を上げています。</p> <p>安倍政権は，2015年4月にマクロ経済スライドを発動し，年金受給額を毎年30年間引き下げることを決め，2016年末には年金改革法，いわゆる年金カット法を強行可決し，成立させました。</p> <p>2015年10月の厚生労働白書の高齢者報告書によると，年金収入が10万円以下の方は，高齢者人口3,384万人の36.6%となり，平均5万円以下の基礎年金受給者は749万人，厚生年金受給者で月額10万円以下の方は390万人，無年金の方は100万人，合わせて1,239万人ほどが貧困生活者と言われています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成 30 年 9 月 13 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 30 年 9 月 4 日 第 2 6 4 号

陳情第200号

高齢者にとって年金は、老後の生活の基礎的な支えで命綱です。高齢世帯も現役世代も信頼できる年金制度を構築することが急務です。

全日本年金者組合は、創設以来30年間、低年金の引き上げと最低保障年金制度の導入を求めて活動を続けています。

ついては、年金の支給を隔月支給から毎月支給に変更することを求め、貴議会において意見書を採択し、地方自治法第99条に基づき、国会及び政府関係機関に送付されるよう陳情いたします。